

令和5年6月22日

郡市区医師会長 殿

大阪府医師会長
高 井 康 之
(公印省略)

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の公布について（通知）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和5年法律第65号。以下「法」という。）が本年6月16日に公布され、施行期日は公布の日から起算して1年を超えない範囲で政令において定める日となっております。

これを踏まえ、厚生労働省より、各都道府県知事および市区町村長に対し、法の趣旨および主な内容を了知した上で施行に向けた準備を進めるよう、別添の通知が発出されております。

については、貴会におかれましても、本件をご了知の上、会員医療機関へご周知賜りますよう、お願い申し上げます。

記

(添付資料)

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の公布について（通知）
(令5.6.16 老発0616第9号 厚生労働省老健局長通知)
- ・官報抜粋

以 上

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・松下)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002/FAX: 06-6765-3737